

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	第 53 回「枚方市障害者施策推進協議会」
開催日時	平成 23 年 8 月 10 日（水） 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
開催場所	枚方市市民会館 第 3 ・ 第 4 集会室
出席者	石川肇会長、河野和永副会長、徳村初美委員、関容子委員、松浦武夫委員、岸本和子委員、邑田知子委員、林宏樹委員、長尾祥司委員、山本周子委員、石川泰代委員、松原俊江委員、村山育代委員、辻尾壽市委員
欠席者	松田伸一副会長、大西豊委員
案 件 名	1. 会長及び副会長の選任について 2. 次期計画策定のこれまでの取り組みについて（報告） 3. 次期計画策定の今後のスケジュールについて 4. 障害者団体及び一般懇談会・現行枚方市障害者計画の進捗状況について 5. 障害者計画の施策目標（基本的な方向性）について
提出された資料等の名称	「第 5 3 回枚方市障害者施策推進協議会次第」 「第 8 期枚方市障害者施策推進協議会委員名簿」 「枚方市障害者施策推進協議会設置要綱」 「枚方市障害者計画・枚方市障害福祉計画（第 2 期）」 資料 1 「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画の策定のための実態調査報告書」 資料 2 「次期計画策定に係るこれまでの経過について」 資料 3 「枚方市障害者計画（第 3 次）及び障害福祉計画（第 3 期）の策定のための各種アンケート調査の実施概要と結果のまとめ」 資料 4 「枚方市障害者計画（第 3 次）・枚方市障害福祉計画（第 3 期）策定スケジュール（平成 23 年度）」 資料 5 「枚方市障害者計画策定のための障害者団体及び一般懇談会意見のまとめ」

	資料6「現行枚方市障害者計画の進捗状況について（総括まとめ）」 資料7「現行枚方市障害者計画の進捗状況一覧」 資料8「枚方市障害者計画（第3次）及び障害福祉計画（第3期）の課題と方向性の考え方（案）」
承認・決定事項	1. 会長に石川委員を選任。及び、副会長に松田委員、河野委員を選任。 2. 次期計画策定のこれまでの取り組みについて（承認） 3. 次期計画策定の今後のスケジュールについて（承認） 4. 障害者団体及び一般懇談会・現行枚方市障害者計画の進捗状況について（承認） 5. 障害者計画の施策目標（基本的な方向性）について（承認）
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	2人
所管部署 (事務局)	福祉部 障害福祉室

審 議 内 容

事務局	皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから第53回「枚方市障害者施策推進協議会」を開催させていただきます。 本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。障害福祉室長の金沢と申します。本日は委員の方が任期満了で代わられて、第1回めの会議でございます。後ほど、皆様方に会長・副会長の選任をお願いいたしますが、それまでの間、私の方で議事進行を務めますので、よろしくお願いいたします。 はじめに事務局を代表し、丹羽福祉部次長からご挨拶させていただきます。
事務局	次長あいさつ
事務局	本日は、委員改選後初めての協議会になりますので、各委員の紹介をさせていただきます。 まず、はじめに、四條畷学園短期大学教授の石川肇委員でございます。
石川（肇）委員	石川です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、弁護士の徳村初美委員でございます。
徳村委員	徳村です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、特定非営利活動法人パーソナルサポートひらかたの長尾祥司委員でございます。
長尾委員	長尾です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、社会福祉法人まりも会、わかたけの関容子委員でございます。
関委員	関です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、特定非営利活動法人陽だまりの会の河野和永委員でございます。
河野委員	河野です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、枚方市地域共同作業所連絡会の山本周子委員でございます。
山本委員	山本です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、枚方市障害福祉サービス事業者連絡会の松浦武夫委員でございます。
松浦委員	松浦です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、社会福祉法人フォレスト倶楽部、ぱうんどケーキ村の石川泰代委員でございます。
石川（泰）委員	石川です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、枚方市障害者福祉社会視覚部会の岸本和子委員でございます。
岸本委員	岸本です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、枚方市聴力障害者協会の林宏樹委員でございます。
林委員	林です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、枚方市社会福祉協議会の松原俊江委員でございます。
松原委員	松原です。よろしくお願い致します。
事務局	次に、枚方公共職業安定所の邑田知子委員でございます。

邑田委員	邑田です。よろしくお願いします。
事務局	次に、枚方市障害者就業・生活支援センターの村山育代委員でございます。
村山委員	村山です。よろしくお願いします。
事務局	次に、交野支援学校の辻尾壽市委員でございます。
辻尾委員	辻尾です。よろしくお願いします。
事務局	なお、本日は、枚方市医師会の松田伸一委員と、枚方保健所の大西豊委員が都合により欠席でございます。 以上で、委員の皆様のご紹介を終わります。
事務局	引き続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。 障害福祉室総務事業担当課長の服部です。生活支援担当課長の前村です。課長代理の竹内です。課長代理の三谷です。係長の廣田です。係員の藪田です。またアンケートの総括、及び当計画のサポートをお願いしております日本都市計画研究所の鴫主任研究員にご同席いただいております。以上です。
事務局	次に出席状況を報告させていただきます。本協議会は要綱第6条の規定により「委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない」と定められています。本協議会委員16名中、本日出席の委員は14名で、先ほどご報告致しましたように松田委員と大西委員の2名が欠席でございます。従いまして、本日の協議会が成立していることを報告させていただきます。
事務局	続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。 はじめに、一番上にありますのが本日の「第53回枚方市障害者施策推進協議会次第」でございます。 次に、「第8期枚方市障害者施策推進協議会委員名簿」次に、「枚方市障害者施策推進協議会設置要綱」でございます。 続きまして、資料1「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画策定のための実態調査報告書」資料2「次期計画策定に係るこれまでの経過について」資料3「枚方市障害者計画（第3次）及び障害福祉計画（第3期）の策定のための各種アンケート調査の実施概要と結果のまとめ」資料4「枚方市障害者計画（第3次）・枚方市障害福祉計画（第3期）策定スケジュール（平成23年度）」資料5「枚方市障害者計画策定のための障害者団体及び一般懇談会意見のまとめ」資料6「現行枚方市障害者計画の進捗状況について（総括まとめ）」資料7「現行枚方市障害者計画の進捗状況一覧」、最後に資料8「枚方市障害者計画（第3次）及び障害福祉計画（第3期）の課題と方向性の考え方（案）」そして現行の「枚方市障害者計画・枚方市障害福祉計画（第2期）」冊子。以上でございます。資料の過不足等ございましたら、事務局までお申し出下さい。以上です。
事務局	それでは「次第」にございますように、本日の案件1としまして「会長及び副会長の選任について」を議題とします。要綱では、会長は委員の互選による

	としております。選任方法についていかがさせていただきますでしょうか。
委員	事務局に案はございますか。
事務局	事務局案を提示させていただきたいと思います。会長には石川肇委員、副会長には前回から引き続いてお願いすることになります。松田伸一委員と、それにもう一人新しく、河野和永委員にご就任いただきたいと思います。いかがでしょうか。ご異議がないようですので、それでは、それで決めさせていただきます。本協議会の会長に石川肇委員、副会長に松田伸一委員と河野和永委員にご就任いただくことにさせていただきます。なにとぞ、よろしく申し上げます。
事務局	それではここで、会長、副会長を代表し、石川会長に、一言ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいいたします。
会長	皆様こんにちは。ただいま会長に選任されました石川肇です。よろしくお願いいいたします。 この会議は「枚方市障害者計画」及び「枚方市障害福祉計画」について、10年とか、3年とかのスパンで方向性を検討していく大事な会議であると思います。そのなかで私たちが気をつけなければいけないことは、障害者の人たちのことを決めるにあたって、障害当事者の人たちの声を無視して勝手に決めないでほしいという意見が「権利宣言」を作る時に出てきた言葉なのですね。 ですから今回は、アンケートなどもきちんと作られています。このアンケートの読み込みをしながら、障害を持っている人たちがどのような気持ちで生活しているかを考えて、皆さんの専門的知見を活用し、この計画の施策に反映していただければありがたいと思っています。 もう1つは、障害をどのように捉えていくかということですが、医学的なモデルと、社会的なモデルといわれている障害の見方がありますが、どちらがどっちということではなく、それぞれきちんと融合される形で、障害を持っている方が、生活しやすい社会を創っていくことも大事な視点であると思っています。この両方の視点からこの委員会を円滑に進めていければと思いますので、よろしくお願いいいたします。
事務局	石川会長、どうもありがとうございました。以後の本会議の進行は、会長に申し上げます。
会長	それではまず、事務局より、この会議の公開・非公開の取り扱いや、会議録の作成方法と取り扱い方法についてご説明させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。
事務局	枚方市では「枚方市審議会等の会議の公開に関する規程」により、会議の公開及び会議録の作成、公表に関し必要な事項を定めております。 そこで、本会議は同規程第3条に基づいて、従来から原則公開としています。

しかし、公開することにより、会議の公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できない等の理由があれば、非公開とすることもできるとされています。

つきましては、会議の冒頭で、案件により公開・非公開を決定していただければと考えております。

また、会議録の取り扱いについてですが、第7条の規定で公開・非公開に関わらず会議録の作成を義務付けており、審議経過がわかるように発言内容を明確に記録することとしております。そこで、本会議につきましても、発言内容は全文に近い要約筆記としており、枚方市ホームページ等でも後日、公開しております。

また、発言した方の表記につきましては、会長、委員、事務局としております。委員の表記につきましては、市民からの要望もあり、氏名の特定はいたしません。最初に発言された方からA委員、B委員というように委員の前にアルファベット表記をつけて区分してしております。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくることとなります。今後も従来どおりの取り扱いとすることとしたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

会長 特に反対意見がないようですので、会議は原則通り公開とし、会議録の取り扱いについては事務局の提案通りとします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

会長 本日、傍聴希望の方がおられます。本日の案件について、傍聴許可を委員のみなさんに諮ります。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

会長 異議がないようですので、傍聴を許可し、お入りいただくことにいたします。
(傍聴者2名入室)

会長 それでは案件2「次期計画策定に係るこれまでの経過について」について事務局から説明をお願いします。

事務局 「次期計画策定のこれまでの取り組み」についてご説明いたします。

本日が新委員での最初の施策推進協議会ですので、これまでの計画策定の経過等について案件2でご説明いたします。前期から引き続きの委員の皆様には報告させていただいた内容を含んでおりますが、ご了承よろしく願いいたします。それでは、順次説明させていただきます。資料2をご覧ください。

1. 計画の概要について

本市には、障害者施策に関わる計画として「枚方市障害者計画」「枚方市障害福祉計画（第2期）」の2つがございます。それぞれの計画について根拠法令、策定内容等が異なっています。まず枚方市障害者計画について、ご説明いたします。

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき策定しております。その条項には、市町村は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法に基づく市町村の基本構想に即し、かつ当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下『市町村障害者計画』という）を策定しなければならないと規定されております。

また同法第 11 条第 6 項で、市町村は市町村障害者計画を策定するにあたっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならないとされており、本協議会で枚方市障害者計画について、ご意見をいただくものです。

本市では、平成 4 年に障害のある人が一人の人間として、地域の中で「ともに生きる」ことをめざして「枚方市障害者施策行動計画」を策定いたしました。その後、平成 5 年に制定された障害者基本法に基づき、平成 8 年に「枚方市障害者基本計画」を策定いたしました。引き続き、平成 15 年度に「枚方市障害者計画」を策定し、策定期間を平成 15 年度から 24 年度までとしておりましたが、中間年の平成 20 年度の見直し、改訂の時期に「大阪府障害者計画」と「大阪府障害福祉計画」が一体化して策定されたことを受け、計画期間を枚方市障害福祉計画と同様にするため計画期間について 1 年短縮し、平成 23 年度までとしたところです。

本市では、障害者基本法に基づく計画が平成 8 年度策定の「枚方市障害者基本計画」、平成 15 年度に策定いたしました現在の「枚方市障害者計画」の 2 つの計画が既に存在することから、平成 24 年度以降の次期計画につきましては「枚方市障害者計画（第 3 次）」としたところです。枚方市障害者計画につきましては、障害者自立支援法をはじめとする障害者施策に関する制度内容等を反映させ、大阪府障害者計画、枚方市総合計画及び枚方市地域福祉計画などとの整合を図りながら計画目標を設定いたしております。

策定内容といたしましては、障害福祉サービスやまちづくりなど、障害者施策全般に関する目標及び目標を達成するための方策を示しております。

計画期間につきましては、国、府に合わせる形で 10 年間とし、平成 24 年度から 33 年度までの期間と考えております。

次に、枚方市障害福祉計画（第 2 期）について、ご説明いたします。

この計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づき策定しており、同条 4 項に、市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれた

ものでなければならないと規定されております。

よって、先ほど説明いたしました枚方市障害者計画及び枚方市地域福祉計画との整合を図る必要があります。

また枚方市障害福祉計画策定にあたっては、障害者自立支援法第 88 条第 6 項に、地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないとされており、ご意見をいただくものです。また障害者自立支援法改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされており、当該改正の趣旨を踏まえ「第三期障害福祉計画（平成 24 年度～）」の作成にあたっては、自立支援協議会の意見を聴くよう努めることと国から示されています。

策定の内容としましては、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用見込み量と整備の方向を示すこととなっております。

また、計画の期間は 1 期 3 年とされており、平成 21 年度～23 年度（平成 20 年度策定）で策定しており、次期計画の計画期間につきましては、平成 24 年度から 26 年度としています。

また、2 つの計画についてのイメージは、内容的には枚方市障害福祉計画を包含する形で、枚方市障害者計画があるといったものになります。

2. 審議機関について、ご説明いたします。

これら 2 つの計画期間がいずれも平成 23 年度までとなっており、この枚方市障害者施策推進協議会を計画策定の外部検討機関として位置付けております。

また前回の枚方市障害者施策推進協議会において、枚方市自立支援協議会幹事会が計画策定のワーキングチームに位置付けられております。

庁内内部の検討機関といたしましては、庁内の関係部課長会議を開催するなどして、平成 23 年度中に策定するものとしております。

3. これまでの経過について

枚方市障害者計画（第 3 次）を策定するにあたっては、障害者やその家族等のニーズの変化を把握し、基礎資料として活用するため、障害福祉に関する障害者や障害児の保護者へのアンケートを平成 23 年 1 月に実施したところです。このアンケート調査票の内容につきましては、本障害者施策推進協議会でも検討、ご審議していただいたものでございます。

本日、お手元に参考資料として、資料 1 「次期枚方市障害者計画及び障害福祉計画の策定のための実態調査報告書」を配布しております。この実態調査報告書につきましては、近日中に市のホームページにアップロードする予定とな

っております。このアンケート調査結果の概要については、資料3をもとに後ほどご説明いたします。

また2月には、障害福祉サービス事業者に対するアンケートにつきましても実施しております。また、障害種別ごとのニーズについて別途把握するため、今年6月に障害当事者団体などにアンケートを実施し、7月には障害当事者団体等との懇談会を昼と夜に分けて2回実施したところです。この懇談会は障害当事者団体のみならず団体に属しておられない方からの声もいただくために、団体へ案内を直接送付するのみならず、市広報等を通じて周知をいたしましたところです。この詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

また現行の枚方市障害者計画につきましては、平成22年度の進捗状況と、今年度末の現行計画期間終了時点での総括見込みを関係各課に照会し、庁内で関係課長会議を開催したところです。この件につきましても、案件4で後ほどご説明いたします。以上でございます。

会長
事務局

では次に、資料3の説明を願います。

引き続き資料3の説明を行います。資料3は、この計画を策定するために、これまで行われましたアンケートの実施概要と、その主だった結果を示しています。ここでは概要のみ、ご説明いたします。

まず1つめですが、「障害児の保護者及び障害者へのアンケート調査」についてです。今年の1月に実施いたしました。調査の実施方針につきましては、1枚めの(3)の(1)に示しておりますが、ライフステージ別の実施が今回の大きな特徴でございます。

調査の種類を①0～18歳未満の障害児の保護者②18～64歳の障害者③65歳以上の障害者と、3つに分けて実施しました。①については、就学前から就学期に関する保護者のさまざまなニーズを明らかにするための質問を設けました。②については、生活全般やサービスへの評価、就労や社会参加などのニーズを調査することに重点を置きました。③については、加齢に伴う固有の困りごとや、生活全般のニーズなどを明らかにするための質問を設けました。また制度改正に伴い、自立支援給付に沿った項目とし、サービスの評価を尋ねました。

次ページに移ります。並んでおります表の一番上をご覧ください。

実施数ですが、障害児が469人、成人が730人、65歳以上の高齢者が497人で、抽出した結果、転出といった諸事情があり、数が少し端数になっていますが、おおよそ、障害児500、成人700、高齢者500のレベルとなっています。

また、回収率はこの表の一番下にありますが、児童が52.9%、成人が53.2%、高齢者が60.1%となっています。昨今の社会調査、自治体の過去のいろいろな調査実績からみて、決して低い回収率ではございません。

3ページの、障害児の調査結果における重要なポイントについて、かいつま

んでご説明いたします。差別体験があるとお答えになった保護者の方が61.3%に及んだことが、一つの課題といえると思われます。また約7割の回答者が、お子さんと一緒に外出される時に困ることがあるとお答えになっています。

また保健、保育、教育、進路に関することでは、障害の発見や発見後の対応について、乳幼児健診受診時の改善希望が約7割になっています。また進学先や進路に関する情報が、もっと欲しいというニーズが高くなっています。

相談に関することでは、気軽に相談できる場所が少ないとする回答が35.5%に及びました。その他については、改めてご覧いただきたいと思ひます。その完成版は、繰り返しになりますが、資料1でございます。

4ページですが、成人につきましては、さまざまな不安をお持ちでございます。不安の内容としては、特に、経済面と家族亡き後の支援、仕事、医療などの不安が多くなっています。就労に関することでは、全体の中で、一般就労者は29.1%に留まっております。働いていないとする回答者が44.8%、福祉的就労での就労者が12.6%となっています。また、未就労者の33.3%が就労希望を持っておられます。働いていない障害のある方の3人に1人が、働きたい希望をお持ちということが重要であると思われます。

5ページですが、高齢者では全体の39.1%が、介護保険サービスをご利用する割合になっておられます。また余暇活動のニーズが高いことがわかりました。いつでも立ち寄れる場があればいいなというご回答が19.9%で、5人に1人がそういう場所があればいいと感じておられることがわかりました。

一般アンケートにつきましては、さまざまな質問を受けておりますので、また、お持ち帰りになって、資料1をご覧になってください。

6ページですが、枚方市の障害者にサービスを提供しているサービス事業所へのアンケート調査です。実施時期は今年の2月で、発送数210事業所に対しまして、回収数は116で、回収率は55.2%となっています。

全体として市内、市外を確認しましたが、調査結果における主なポイントとしましては、サービス基盤の広域利用が進んでいるということで、市外の事業者も積極的に多く使っておられる傾向がございました。全体としては市内の事業者が多かったのですが、市外も決して少ない数字ではございませんでした。

サービスに対するニーズの増加への対応については、サービスのニーズ量が増加傾向にあるとする回答が、すべてのサービスの平均で54.1%となっておりますが、ニーズの増加への対応策を持ち合わせている事業所は決して多くないという現状が明らかになりました。また、ニーズの増加に効果的な取り組みとしては、施設・設備整備への公的支援と人材確保の支援をあげる回答が特に多くなっております。

最後の7ページですが、前回の推進協議会でもご報告をさせていただきます。

たが、アンケート結果から、事務局としましては、枚方市の課題として、次のポイントをまとめました。

障害児（18歳未満）の課題としましては、就学前の段階における保育・教育機関と療育の連携、また、学校教育・通学支援の充実、福祉サービス基盤の充実やニーズに合わせた柔軟なサービス提供、放課後・長期休暇対策の充実、進学進路指導、就労支援の充実といったところです。

成人（18～64歳）の課題としましては、福祉サービス基盤の充実やニーズに合わせた柔軟なサービス提供、就労支援の充実でございます。

高齢者（65歳以上）の課題としましては、特に、災害時の援護対策への不安が、他の年齢層に比べて高い傾向がみられました。事業所の課題としましては、人材確保への支援、施設整備への支援でございます。

また、年齢を問わない課題としまして、障害や障害者への理解を深める市民啓発、これを必要と求める意見が多くございました。身近でわかりやすい相談窓口の充実も、年齢に関わらない課題でございました。障害児・障害者が外出しやすい環境整備、気軽に立ち寄れる居場所づくりといったところが主なポイントと思われまます。以上です。

会長

案件2と3につきましては、まとめて質疑の時間をとりたいと思いますので、引き続き、案件3「次期計画策定の今後のスケジュール」について事務局から説明を願います。

事務局

案件3「次期計画策定の今後のスケジュールについて」、資料4の説明をさせていただきます。

資料4には、23年度のスケジュールがございます。

資料2でも説明させていただきましたが、今年の7月までに、第52回の施策推進協議会と団体アンケート、団体及び一般の懇談会を、庁内におきましては、関係部課長会議を開催させていただきました。そして8月現在ですが、本日のこの会議が第53回の施策推進協議会となっています。

これ以降のスケジュールですが、10月には再び、関係部課長会議を開催し、第54回の施策推進協議会を開催させていただきます。ここでは、1回目の計画素案をご検討いただく予定でございます。また12月には、再び、関係部課長会議を開催し、第55回の施策推進協議会を開催させていただきます。計画素案の2回目のご審議をいただきます。それと同時に、パブリックコメントも年度末から1月にかけて開催させていただきます。また、1月に入ると市民意見交換会も同時に開催させていただきます予定になっています。この計画案では月割りで記入していますので、パブリックコメントと市民意見交換会が別々の時期になっているように見えますが、これは重なりながら行われますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

そして2月には、関係部課長会議を開催し、第56回の施策推進協議会を開催し、ここで計画最終案を取りまとめていただきたいと思います。

また福祉計画の3期につきましても、12月の第55回と2月の第56回の施策推進協議会で報告させていただくスケジュールとなっております。以上です。

会長

案件2「次期計画策定に係るこれまでの経過について」案件3「次期計画策定の今後のスケジュールについて」、これに関して何かご質問、ご意見はございますか。

会長

特にないということでしょうか。では次の案件にまいります。

案件4、「障害者団体及び一般懇談会・現行枚方市障害者計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、案件4の前半の部分として、「枚方市障害者計画策定のための障害者団体及び一般懇談会意見のまとめ」についてご説明します。お手元の資料5をご覧ください。団体アンケートの実施対象としましては、枚方市福祉団体連絡会の加盟団体のうち、障害者関係の団体と、ラポールひらかた登録団体のうち、障害者関係の団体で、合計54団体となっております。実施期間は、6月23日から7月1日までで、32団体から回答をいただき、回収率は59.3%となっております。また、一般懇談会は、7月12日（火）の14:00からと、18:30からの2回実施し、それぞれ30人、15人の参加をいただいたものです。

障害当事者のアンケート調査結果や、国の動向などを踏まえ、設定しました計画の8つの方向性に沿ってご意見をいただき、それを整理したものです。

1番めは、「市民啓発及び市民参画による地域福祉の推進」です。

各障害についての市民や行政の理解の促進や生活環境の改善、またそのための学校教育、広報、啓発事業の推進などが求められました。

2番めは、「障害児・者が外出しやすい環境整備」です。

道路や交通機関のバリアフリー化の他、視覚障害や聴覚障害など、障害の種別に関わらない情報提供のユニバーサルデザイン化の必要性が求められました。

2ページめへ参りまして、3番めは「身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供」です。相談支援センターの周知や増設、機能強化、児童も含めた相談窓口のワン・ストップ化、手話による相談支援体制、保護者によるピアカウンセリングなどが求められました。4番めは「地域の中の身近な交流機会や居場所づくり」です。余暇活動やサークル活動の充実のほか、地域での交流機会、その情報提供などが求められました。

3ページめに参りまして、5番めは「継続的・横断的で柔軟なサービス提供とサービス基盤・人材の確保」です。24時間・365日対応の相談支援体制のほか、グループホームやショートステイ、ガイドヘルプなど、既存の障害福祉サ

ービス提供のための基盤や人材の確保、手話通訳者派遣の充実、またサービス利用への柔軟な対応などが求められました。

4 ページめに参りまして、6 番めは「障害児施策のさらなる推進」です。

医療、療育、保育、教育それぞれの分野における専門家の配置や専門機関の設置などの機能強化、職員のスキルアップ、またこれらの機関相互の連携した取り組みなどが求められました。7 番めは「就労支援のさらなる推進」です。経済的自立だけでなく、一人一人の障害の程度や状況に適応した支援の必要性、日中活動系事業所の新規開設に向けた公的な支援施策、授産品の販売拡大と工賃のアップなどが求められました。

8 番めは「災害時要援護者対策の推進」です。既存の災害時要援護者対策事業の課題や福祉避難所の設置、また避難所におけるコミュニケーション支援の充実などが求められました。

以上、「枚方市障害者計画策定のための障害者団体及び一般懇談会意見のまとめ」について説明させていただきました。

会長
事務局

続きまして、計画の進捗状況について説明を願います。

案件 4、資料 6「現行枚方市障害者計画の進捗状況について（総括まとめ）」及び資料 7「現行枚方市障害者計画の進捗状況一覧」について、説明させていただきます。

はじめに現行の障害者計画の構成についてご説明したいと思います。お配りしております「枚方市障害者計画」の冊子をご覧ください。

3 ページの「5. 計画の基本理念」としまして「①障害のある人が、障害のない人と同じように、地域のなかで自立して生活できるようにします ②障害者が、市民社会の一員として、あらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします」とあります。この 2 つの基本理念のもとに、4 つの施策目標を掲げております。4 ページをご覧ください。

障害者計画の 4 つの施策目標といたしまして、「自立を支援する」「社会参加の促進」「主体性を尊重する社会サービスづくり」「生命と健康を支える」を掲げております。この施策目標のもとに、課題及び事業計画を設定しております。5 ページから 7 ページにかけて記載しております。

施策目標（1）「自立を支援する」のもとに、課題として「住まいの確保と改善」「地域生活を支援するサービスの充実」、次ページに移りまして「情報サービスの充実」の 3 つの課題を置いています。

1 つめの「住まいの確保と改善」の課題のもとに「1. 公共賃貸住宅の整備・改善」「2. 住まいに関する相談と情報提供」「3. 住宅改造助成」の 3 つの事業計画を置いています。

このように、4 つの施策目標に対して計 11 の課題、及び 62 の事業計画を設

定しているというのが、現行計画の構成となっております。

この 62 の事業計画それぞれについて、進捗状況及び総括をまとめたものが資料 7 「現行枚方市障害者計画の進捗状況一覧」でございます。

資料 7 の 1 ページめをご覧ください。

はじめに、施策目標の（１）「自立を支援する」、課題の「住まいの確保と改善」を記載しています。そして表の中、左から、節として、事業計画の名称、所管課、事業計画の内容、現状・課題、目標となっております。ここまでの部分については、所管課のところ以外は、現行障害者計画の冊子に記載されているのと同じ内容となっております。現状・課題の部分は、平成 20 年度に現行計画の見直しをしておりますが、その時点での現状・課題ということになります。

今回まとめました内容は、そこから右側、22 年度実績以降の部分となります。22 年度実績、その実績の目標達成度合、達成度合の理由、23 年度取り組み状況、最後に 20～23 年度末までの総括（見込み）となっております。

目標達成度合については○、△、×で表記しておりますが、その基準は表の上、欄外に記載しております。○については「目標に沿って取り組みを実施しており、おおむね順調に推移している」△は「目標達成に向けて着手しているがなお課題を残している」×は「取り組みを実施していない」ということで達成度合を記載しております。次の達成度合理由の欄ですが、目標達成度合が△となっているところについて、その理由を記載しております。

△としている事業計画は、1 ページめの 2 番め「住まいに関する相談と情報提供」、その他、主要なところとしては、2 ページめから 5 ページめにかけての障害福祉サービスの部分や日中一時支援事業、9 ページめ「29. 防災対策」などとなっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、1 つの事業計画について所管課が複数あるものについては、それぞれの課について、総括をまとめております。

次に資料 6 「現行障害者計画進捗状況について（総括まとめ）」をご覧くださいと思います。資料 7 で一覧としております内容について、現行障害者計画の 11 の課題ごとに、まとめさせていただいております。一覧で△がついている項目を中心にご紹介させていただきますと、施策目標（１）「自立を支援する」の 2 番め「地域生活を支援するサービスの充実」については「地域生活を支援するサービスについては、おおむね整備されてきているが、短期入所事業や日中一時支援事業など、利用者ニーズの高い事業についてさらに整備が必要である。また、入所施設や精神科病院からの地域移行の受け皿としてのグループホーム・ケアホームの整備促進や、支援学校等卒業生の受け入れのため日中活動の場づくりも課題である」としております。また施策目標（２）社会参加の促進「まちのユニバーサルデザインをめざして」については『大阪府福祉のまち

づくり条例』や『枚方市バリアフリー基本構想』などにに基づき、バリアフリーのまちづくりを着実にすすめてきた。災害時の要援護者対策については『災害時要援護者避難支援事業』の登録者が少なく、関係機関の間で協議・検討をすすめているが、福祉避難所の設置等も含め今後の課題となっている」としております。

なお、先ほどまでの事務局の説明で、アンケート結果や懇談会における意見のご紹介等をさせていただきましたが、そうした内容と、いまご説明させていただいた現計画の総括の内容とを比較しますと、ズレが生じている部分があるかと思えます。事務局としましては、現計画の総括としては、目標に沿っておおむね順調に取り組みを実施してきてはいるが、それを超えて多くの課題・ご意見をいただいているというように考えており、ズレの生じている部分については、今後の計画に反映させていきたいと考えております。

以上で資料6及び7の説明を終わらせていただきます。

会長 資料5と資料6、7の説明についてご質問、ご意見はございますか。

A委員 視覚障害者で、いま読まれたところがよくわからないのですが、資料6の一部でもよいので、ご説明くださいませでしょうか。後で点字版が送られてくると思いますが、どのように書かれているかわかりませんので。

会長 資料6の現行障害者計画進捗状況についての総括のなかで、4つの施策目標のところをもう一度、概要説明を読んでもらいたくお願いします。

A委員 具体的に1つ例を挙げて読んでいただければありがたいのですが、1つでも2つでも説明をお願いします。△、×などありますが、何がどうなのか、よくわかりませんので。

会長 A委員、もう一度、質問の趣旨をご説明いただけますか。

A委員 資料7で、書かれている文字を読んでもらいたく思います。

会長 資料7の方ですね。資料7の具体的なまとめのところ、具体的な例として1つでいいということですが、1番めの公共賃貸住宅の整備改善の節に関する平成22年度の実績と23年度の取り組み状況・まとめのところですね。

A委員は、どの項目について特に聞きたいと思われませんか。自立支援、社会参加の促進…など項目はいろいろありますが。

A委員 情報提供の部分で、27番のところですね。

会長 8ページのところですね。

事務局 それでは、27番の事業計画の部分で、4つの所管に分かれていますが、その中から、障害福祉室のところを読ませていただきます。まず、節としましては点字・音声による情報サービス提供、所管が障害福祉室になっています。事業計画については、「広報ひらかた」・「枚方市議会報」などに加えて、枚方市の通知文などの点訳・録音などのサービスを実施する。

現状・課題については、「広報ひらかた」・「枚方市議会報」「保健センターだより」を点訳・録音版で作成（平成19年度、点訳版15人、録音版49人に提供）。ホームページでは「録音版広報ひらかた」も掲載している。

障害福祉室から視覚障害者へ障害福祉サービス受給者証を送付する際、点字により、送付元・サービス種別がわかるようにしている。

目標としまして「より多くの人々が利用できる媒体での提供及び内容の充実を図る」ここまでの部分が、現行の障害福祉政策に記載している内容になっています。次からが、今回まとめさせていただいている内容になっています。

まず、22年度実績。市民向け貸し出し備品として、点字パソコン、点字プリンタ、音声読み上げ装置を配置している。点字・音声による市からの情報提供を拡大するため、庁内他部署からの貸し出し依頼に対応した。目標達成度合については、○とさせていただいています。

23年度取り組み状況につきましては、平成22年度に引き続き、他部署からの貸し出し依頼に応じていく。20～23年度末までの総括（見込み）につきましては、備品類の貸し出しについて、現状の利用ニーズには対応できている。更なる利用ニーズの掘り起こしについて、今後検討が必要とさせていただいております。以上です。点訳が遅れており申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

会長 よろしいでしょうか。ではB委員お願いします。

B委員 2点あります。まず、1つめですが、資料7で、ニーズという言葉がいろいろと書いてありますが、そのニーズとは、具体的にどのような障害者を基にして考えていらっしゃるのでしょうか。

2つめですが、3ページの10番の移動支援に関して、目標達成は○となっていますが、枚方市には、視聴覚障害者（聞こえなくて目が見えなくなった方）を、移動させる時のサービスを提供する人はいません。必要な時には仕方ないので、大阪府のガイドヘルパーをお願いしての支援をもらうようしていると聞いておりますが、それでも目標達成度合は○でしょうか。

それから、枚方市では、大阪市で取ったガイドヘルパーの資格では、枚方市のガイドヘルパーとしての参加はできない、枚方市だけは枚方市のガイドヘルパーの資格を取らないといけないということですが、なぜなのか、説明をお願いします。

会長 一番はじめの質問のニーズについては、具体的にどこのページのところをお聞きでしょうか。

B委員 資料7の2ページです。ニーズという言葉がたくさん出ています。そのニーズは、しゃべれる障害者を言っているのか、それとも、手話をコミュニケーションとしている人たちを対象としているのですか、どなたを指しているのですか。

	か。
会長	私の理解では、例えば、2ページのニーズの4のところでは、施設に入所しておられる方と書いてありますので、現在、施設を使用しておられる知的障害の方、身体障害の方、また、5については精神障害の方と考えられるのではないかと。6についても身体障害の方、知的障害の方も、精神障害の方も含めて、身体障害を細かく分けていけば、聴覚障害、視覚障害、身体障害、体幹機能障害など、すべてまとめて表現しているのではないかと考えているのですが、事務局は、いかがお考えでしょうか。
事務局	今、会長におっしゃっていただいた通りです。それぞれの項目についてニーズということについては、そういった意味で書かせていただいております。
会長	それに、移動支援の件で、重複障害になった場合のサービスは少ないとのこと意見をいただいておりますが、現状としてそう問題があるとすれば、これからこの委員会の課題として議論して考えていき、委員会の中で一定の方向性が出てくればいいかなと思うのですが、現状はどうなっているのでしょうか。
事務局	個々に対応がどうかと問われますと、現状ですべてを包括するようなサービスになっていませんが、この施策目標の達成度合については、全体的な指標からの視点ですが、おおむね対応できているとなっております。ただ、B委員がおっしゃっているこの施策については、達成できていないところも一部あるということになるかもしれません。
会長	この点については、この委員会にて、委員のみなさんとディスカッションしていく中で、具体的な方策を検討していくことが必要になってくると思っています。 3つめの資格要件についてですが、大阪市で取ったガイドヘルパーの資格が、枚方市では通用しないというご質問でしたが、現実にはどうなっているのでしょうか。
事務局	大阪市のカリキュラムの内容がどうかによって決まってくるのですが、現在のところ、大阪府のカリキュラムではオーケーになっています。
会長	C委員から補足がありましたら、お願いいたします。
C委員	大阪市については議論できていないですね。
B委員	困っている人がおられるのに、なぜ、ダメだということがわからないのです。
C委員	この計画は、市の市町村事業の中の事業達成の計画の進捗状況の評価であり、盲聾制度は別の枠で今、都道府県の事業の方で運用されているので少し別ものかなと思います。 資格の点で申し上げますと、ライセンスの資格ですが、大阪府盲ろう者通訳・介助者資格は枚方市では使えるが、大阪市の盲ろう者向け介助者資格では枚方市では利用できない。確かに大阪市についての議論がなされていなかったのは

ご指摘の通りだと思いますが、盲ろう者向け介助者資格と移動支援の制度の評価とは別ものになっていると思います。

B委員
事務局 お待ちください。移動支援事業となっておりますが、なぜ別なのでしょう。盲ろう者への介助のことでお話がありましたので、事務局からご説明します。枚方市が行っている移動支援のガイドヘルパーの資格と、プラス・アルファとして、手話通訳あるいは触手話通訳のできる方、その両方ができる方に従事していただくのが盲ろう者介助者派遣事業ですが、枚方市では現在、この事業は実施しておりませんので、ここではこの事業計画としては挙がっていないということになっています。

B委員
会長 それは問題ですね。これは、今、現状についての評価ということですが、これからの枚方市がどうしていくのかという障害施策の内容にかかわる問題ですし、都道府県の内容と整合を取っていくことも必要になってくると思います。これからどうしていくかが問題であると思います。一応そういうことでご了解をいただけたらと存じます。

C委員 他に質問はございませんか。事務局の説明はよろしいでしょうか。課題はあると思いますが、計画上の一番大きなポイントは、今後の施策の重点項目として出てくると思いますが、特に、前回から福祉計画で進んでいないのは、個人的には、住まいの問題と地域移行の問題と考えています。これらは前回に続いて△になっています。

府営住宅問題の整備に関しましては「あいあい住宅の整備」と書いてあるのですが、実際、わたしたち支援センターでは、住宅を大きな問題と考えています。あいあい住宅の整備では、戸数は少ないとか、立地条件によって使いづらい場所にあるとか、いろいろな状態があると思うのですが、このへんの詳しい課題を拾って行って、住宅問題を考えていかなければいけないと思います。

住宅改造ができるのは、ほとんどが持ち家の場合で、賃貸住宅の場合は日常生活用具の給付事業を利用して若干の段差解消をするのですが、むしろ賃貸を建てる側に対する啓発とか、バリアフリー住宅を作れば若干の税金優遇があるとか、貸出施策があるとか、そういったことを市としては取り扱っていただきたい。前回もお話したのですが、例えば、地域移行をする時でもケアホームなどさまざまな課題はあるのですが、一般住宅の中に互恵が少ないということを具体的にどうしていくのかについて考えていただきたいと思います。

地域移行に関しては毎回出るのですが、△で、入所施設と連携してとか、事務所の意向を踏まえてとかとありますが、具体的に地域移行を進めるために、施策として何をしたいとか、具体的方策が必要ではないかと思っています。

受け皿の議論としては、ケアホームの整理とか、体験入所とかの議論は出る

のですが、施設に入っている人に対する情報提供、例えば、こんな取り組みがありますよといった説明ができるとか、ケアホームについても、通所している人に対してのケアホームではなく、本当に施設から出てくる人に対して、また、単身生活をする時にどんな施策が必要かなど重点施策として打ち出して、手厚い施策など具体的な取り組みをあげるべきではないかと思っています。

会長 ご質問というよりご意見として伺っておきます。これから議論していくメイン・テーマだと思いますので。

会長 他にご質問、ご意見がないようですので、この案件については終わりたいと思います。それでは、次の案件にまいります。

 案件5「障害者計画の施策目標（基本的な方向性）について」事務局から説明をお願いします。

事務局 案件5「障害者計画の施策目標（基本的な方向性）について」ご説明いたします。資料8「枚方市障害者計画（第3次）及び障害福祉計画（第3期）の課題と方向性の考え方（案）」をご覧ください。

 まず資料1枚めの一番左の部分、計画の基本理念についてですが、先ほど説明させていただきました現行計画の基本理念を、次期計画についても継承してまいります。この基本理念を継承していくにあたり、一点、文言に字句修正をいたしました。

 2つめの、障害のある人が、市民社会の一員としてあらゆる社会生活に参加し、いきいきと活動できるようにします、とありますが、この部分の冒頭につきまして、現在「障害者が」となっているところを、1つめの理念と同じく「障害のある人」と表現を変えております。

 この基本理念の考え方に沿って計画を策定していくにあたり、資料の基本理念の部分の右側になりますが、案件2でご説明いたしました障害者アンケートからみた課題、そして国の法改正内容、さらに、先ほどご説明いたしました、団体アンケート・懇談会の意見、現行障害者計画の総括などから、課題を抽出し、6つの総合課題としてまとめさせていただきました。

 資料の2枚め、一番左の部分でございます。この総合課題と対応する形で、計画の6つの方向性を提示しております。1つめとして「市民の障害及び障害者についての理解を深め、すべての人々が障害の有無や年齢に関係なく、地域社会に参加でき、共に支えあい助けあうまちづくりが必要です」という総合課題に対応して「市民啓発及び地域との交流の推進」という方向性を提示しております。

 2つめの「障害者にとって住みやすい生活環境をめざし、ユニバーサルデザインに基づきながら、交通環境、住環境、情報環境及び公共的空間において障害に応じたさまざまな配慮がなされたまちづくりを進める必要があります。ま

た、災害時要援護者対策を充実させる必要があります」という総合課題に対応して、「障害者が安心できるまちづくり」という方向性を提示しております。以下、同様にして、「障害児施策のさらなる推進」「継続的・横断的で柔軟なサービスの確保と提供」「社会参加のための支援と就労支援のさらなる推進」「身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供」と、全部で6つの方向性を設定させていただいております。

さらにそれぞれの方向性につきまして、その考え方、及び、その内容となる項目について提示しておりますので、ご説明させていただきます。

まず「市民啓発及び地域との交流の推進」についての考え方としまして、「誰もが支えあい、ともに生きる地域をめざし、障害者についての市民啓発を進めます。また、市民が主体となった地域福祉活動を促進するとともに、障害者が気軽に憩える、身近な交流の機会をつくります」とし、これに含まれる大項目として「(1) 市民啓発の推進」「(2) ボランティア及び交流活動」としております。

次に「障害者が安心できるまちづくり」の考え方としまして、「障害の有無に関わりなく安心して外出できるよう、道路や駅、公共施設にバリアのないまちづくりを進めるとともに、様々な障害に対応した案内や広報を進めます。また、災害時に自力では避難できない人をふだんから見守るとともに、安全なまちづくりを進めます」とし、大項目として「(1) 福祉のまちづくり」「(2) 災害時要援護者対策」「(3) 住環境」としております。

「障害児施策のさらなる推進」の考え方としまして、「障害のある子どもがそれぞれの個性や能力に応じ、健やかに成長できるよう、ともに理解しあい、ともに学び、ともに育つまちをつくります。また、子どもの成長に合わせて、療育、保育、教育、福祉などの連携を図り、支援の充実に努めます」とし、大項目として「(1) 療育、保育」「(2) 学校教育と進路指導」「(3) 休日、放課後、長期休暇中の支援」としております。

次に「継続的・横断的で柔軟なサービスの確保と提供」の考え方としまして「障害者の特性や状況に配慮し、継続的・横断的で柔軟かつ専門性の高いサービス基盤の確保と人材の育成に努めます。また、サービス事業所と市の連携強化を図ります」とし、大項目として「(1) 地域生活への支援サービス」「(2) 保健・医療」をあげております。

「社会参加のための支援と就労支援のさらなる推進」の考え方としましては、「障害者が一般就労できる機会を、行政とサービス事業所と企業がともに考え、実現をめざします。また、障害の特性に合わせながら仕事を継続していけるよう、障害のある人自身の力を引き出せる支援や職場づくりをめざします」とし、大項目としては「(1) 就労支援」「(2) 職業訓練と福祉的就労環境」「(3) 多

様な学習や余暇活動への支援」をあげております。

最後に、「身近でわかりやすい相談窓口の充実ときめ細かな情報提供」についての考え方として、「どのようなサービスや支援があるのかを知ることができるよう、わかりやすい情報提供に努めます。また、身近で相談しやすい相談窓口の充実を図るとともに、相談が的確かつ迅速に支援に結びつくよう、相談と支援のネットワークを築きます」としまして、大項目としては「(1) 相談・支援体制」「(2) 権利擁護の推進」をあげております。

さらに、各方向性における大項目の中に、小項目を設定して、取り組むべき内容を示しております。大項目の一番上、「市民啓発の推進」の中に小項目として「人権尊重の推進」と「啓発・広報活動の推進」をおいております。以下の小項目についてもご確認いただければと思います。

今回、事務局案としてお示ししています、計画の方向性、大項目、小項目については、次期計画の全体的な体系となってくるものと考えており、項目の整理や、盛り込むべき内容の不足等含めまして、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。以上で案件5の説明を終わらせていただきます。

会長 今後の方向性についてということで、ここはたいへん大切なテーマのところ
です。あまり細かいところに立ち入ると立往生してしまいますので、大項目、
小項目についてのご意見も伺いたいのですが、今回は、特に、総合課題、計画
の方向性、考え方を中心に、議論いただければありがたいと思います。

大項目、小項目の議論はいけないということではなく、そういう点を踏まえて
議論いただければありがたいと思います。

会長 私の方から2～3点、確認させていただきたいと思っております。総合課題が2ペ
ージに6項ありますね。この総合課題は、1枚めの「表紙の団体アンケート懇
談会の課題として挙がっている8項目の集約と、資料5で説明をいただいている
「障害者計画策定のための障害者団体及び一般懇談会意見のまとめ」の内容と、
資料7の「障害者計画の進捗状況についての総括がありますが、これらを
踏まえて総合課題が抽出されていると考えてよろしいのでしょうか。

事務局 会長のおっしゃった通りでございます。団体アンケート懇談会からの課題と、
現行障害者計画の課題と、1月に実施しました障害者アンケートからの課題と
合わせまして、国の法改定内容を踏まえた4点から抽出された課題からまとめ
させていただいています。

会長 もう一つ確認したいのですが、資料6で現行の障害者計画について、4つの
視点がございしますが、この4つの視点との整合性も、進捗状況の達成度も踏ま
えて入っていると解釈してよいのでしょうか。

事務局 不十分で課題を残しているという部分も踏まえて、一応書かせていただい
ております。

会長	<p>これらが総合課題として整理されていくと、資料の4ページにある4つの施策目標に展開していくと理解して考えてよいのでしょうか。そこまではまだ、いかないのでしょうか。</p>
事務局	<p>イメージといたしましては、施策目標が4つございますが、いろんなアンケートですとか、そういったところから課題を抽出して、市として6本にまとめてみたということです。</p>
会長	<p>他にご質問はありませんか。</p>
D委員	<p>よくわからないところもありますが、今回、障害者総合福祉法が検討されていたり、基本法がまとまったりしている状況の中で、障害を持っている人が、どこで生活したいとか、どこに住みたいのかなど、いろんなことを決めていける権利を、しっかり保障していこうことが基本に謳われていると思います。</p> <p>総合課題とか具体的な計画の方向性が出てくる一番の前提として、どのような障害を持っていても、そういう権利が先ずはあるのですよということが、どこかに明示されていることが必要なのではないかと思います。</p> <p>その上に立って、そういう人たちが安心して地域で暮らすために、何が要るのかなどの施策がある方が分かりやすいのかなという気がしています。</p> <p>現在、施設入居中の人の地域移行が大きな重点課題になっています。その人たちが地域で暮らしていける体制を作っていけないといけないという取り組みが施策としてあります。精神の社会的入院をしている人たちや、施設に入所している人たちが、地域で暮らしていくための地域のあり方をちゃんと保障していくために、具体的に住居をどうすべきか、それに対して、市民の啓発などをどうしていくかということがあのではないのかなという気がしました。</p>
会長	<p>おっしゃることは確かにその通りだと思います。私も今、D委員のご意見を伺っていて、1枚めに書いてある基本理念のところですね、障害のある人が、障害のない人と同じように、地域の中で自立して生活できるようにしますと書いてある部分と、市民社会の一員として尊重されていくと書いてある部分のところですね。この基本理念のところ、前段でおっしゃっておられた生活スタイルを自分で決めていくという思想が入っているのではないかと勝手に解釈しているのですが。また自立の考え方についても、何が何でも自分でできるようになるのが自立ではない、ということを伝えていかななくてはいけないと思います。サポートがあつて、自分のできるところは自分で行き、自分でできないところはサポートを受けて地域生活していく、というのが自立生活であると捉えていけば、この自立ということについても、D委員のおっしゃるように、社会的に入院している方が対処していく、あるいは施設で知的障害者の方が生活していく時に対処していく場合に、この理念の下に、具体的な施策が展開していけるのではないかと解釈してよいのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>

か。少し弱いですかね、これだけでは。

D委員

やはり、理念としては弱いと思います。地域の計画を創っていく時に、今まで、こういう理念のあり方をずっと続けてきたのではないかと思うのですね。病院・施設に居る人は少し置いておいてという感じを我々はしています。しかし地域に戻ってからは、その人たちも暮らしていける住居や施策があるが、地域に戻ってくるまでの施策が抜けているのではないかと思います。

これについては、国であっても自治体であっても、しっかりと明記していかないと取り組みが進まないのではないかと思いますので、障害のある人が、市民の一員になる以前について、計画の中に何らかの形での記載が要るのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。先ほどC委員からも、なかなか地域生活にいかないというご意見もありましたが、そのへんと重複するご意見と思われそうです。今のD委員のご意見に関わらず、他にこの計画の方向性について、何かご意見があればお願いします。

C委員

話が重複するかとは思いますが、元々の課題は何か、課題をどう押さえるかということ。D委員がおっしゃったように、施策としては地域の生活を保障していこうということがいろいろ入っていると思いますが、自立支援法を締結した時に、地域移行、なぜ施設に入っているか、なぜその現状が生まれてきたのかなどについて、もう少し分りやすいように表記することが必要だと思っています。

例えば、今回の改正自立法支援法では、能力に応じるという言葉が削られました。障害能力に応じて分断することをやめようという表現を省いたと思うのですが、特に、教育は能力に応じることがでてくるが、これはどういうことを指しているかといった大きな項目と対比して、具体的な内容を明確にして何を指しているか分かるような表記にすることが大切だと思っています。

地域移行もその一つの大きな課題であると考えています。希望する人だけではなく、もともと施設に入るべきでない人が入ってきた課題をどう考えるかなど、こんな問題をもう少し押さえるべきではないかと感じております。

会長

他にご意見はございませんか。E委員、どうぞ。

E委員

今、お2人の方からご意見が出ましたが、私が思うには、全体の共に生きるという言葉とか、さまざまな全体的な理念的な言葉と、ここに出てくる方向性や施策が関わってくるような事柄とが、少し整理されずに一緒になっているのかなと思う点があります。それが今も出てきた言葉ですが、「能力に応じて」ではなく、私などは「能力にかかわらず」という方が妥当なのではないかと思ったりしています。

特性・専門という言葉が多くでてきますが、特性とか専門とかは、障害とい

う事柄に対して配慮しなければいけない大切なことです。その一方で、特性とか専門性を抜き出してしまうと、社会の中でどのような存在になるのかというところを、もうひとつ考えて計画を作っていないと、結果的にいわゆる専門的な人たちしか関わらない、または、特性を配慮した特別な分離体制の補完になってしまう可能性もあるだろうと思ったりしています。

理念の基に、実際の施策を計画にしていくなかで、さまざまな矛盾が出てくるので、きれいな言葉でまとめていくよりは、課題を出してその中でこんな問題もあるのだけど、ということで整理され、議論される時間があればなと思います。

例えば、早期発見、早期対応という言葉が小項目に出てきています。この点に関しても、出生前診断ということが、いま学会では、以前より障害・病気を理由に中絶している人が増えているような報告が先般ありました。障害とか病気というものが、まだまだ、社会的に受け入れられていないということで、早期発見という部分とは全く違った考え方で書かれているのだということを、明確に線引きしていくことが必要ですし、はじめにありましたが、アンケートで差別を受けている気がするという当該者も多くおられるという部分も、何がそういうふうな形を社会的に地域が生んでいるのかここで少し整理できればなと思いました。少し抽象的ではありますがそう思いました。

会長

今のE委員のご意見は、大変貴重な意見だと思います。私もそう思いますが、早期発見は悪いと一概に言い切ってしまうのは危険なところもあります。また、障害特性について、それぞれの特性をきちんと我々が知っているということは、一方ではとても大事なことだと思います。個々人の持っている特性・パワーにきちんと対応することが、結果的にサポートにつながっていく場合も多いと思います。それと、そうではなくて、障害特性、障害があるからあなたはダメなのだということではなく、サポートがあれば、地域社会で生活ができる、サポートがない社会というものが問題なのだという視点も一方では大切だと思います。そういう調和がこの福祉計画の中に盛り込まれていく必要はあると、今のご意見を聞いて思いました。

そういう思想もこの文言の中に、少しずつ含まれているという印象を持っています。F委員、お願いします。

F委員

基本理念に係わることですが、障害があっても当たり前で生きるのが権利として言われていると思いますが、それが前提で、権利として保障すべきものだということが、1つは要るのではないかと思います。

もう1点は、総合課題の計画の方向性の中で、4つめの「計画の方向性、継続的、横断的…」ですが、いろんな項目がすべて含まれていて分かり難い。これを整理することが必要ではないか、大項目、小項目を見ても、少し大きすぎ

るのではと思います。

会長 ライフステージごとにいろんなサービスを提供できるようにしていこう、そのためにいろんな適正施策をしていかないといけないということが書いてありますが、確かに、ご指摘されるような内容としての印象はあります。このあたりは整理が必要ですね。考え方というより表現の整理かなと思います。文言の整理が必要だと思います。他にご意見はございませんか。G委員、どうぞ。

G委員 障害者が安心できるまちづくりとありますが、分からないことだらけです。この中には、車椅子に乗っている身体障害者の方のために、段差を少なくすることも入っていますか。

会長 入っています。

G委員 わたしは知的障害者ですが、地域で安心して暮らせるまちづくりということも、入っていますか。ガイドさんと外へ一緒に遊びに行くとか、レストランへ行くなどは入っていますか。

会長 入っています。下から2つめの社会参加のための支援に入っていると思います。社会参加、余暇支援ですね。ガイドさんと外へ一緒に遊びに行く、レストランへ行くなどは入っています。ガイドさんと外へ一緒に遊びに行くことについては、多様な学習や余暇支援に含まれると思います。

G委員 もうひとつ、施設に通っている人や、就労のところで働いている人は、就職が決まりにくいと聞いています。一般の会社で働くのは、障害者だからダメとか、雇ってくれない会社が多いといわれています。でも、それはおかしいのではないのでしょうか。私は一般で働いてきましたが、障害者であることを隠していたから。手帳を持っているだけでダメといわれる人が多いと聞いています。

会長 確かに、就労差別も現実にはあると聞いています。ですから就労支援として、ハローワークとか、職業・生活支援センター、就労生活センターとかと連携して、働きやすい環境を作っていくことが、この方向性に入っています。よろしいでしょうか。

G委員 こういう問題が増えてきたから、これについても相談窓口を増やしてほしいと思います。

会長 はい。それについての相談体制は一番下に、方向性というところで、相談窓口でいろんな相談ができるようにしていきたいと言っている内容だと思えます。就職支援、余暇支援、学習支援をやっていききたいという内容になっています。よろしいでしょうか。

G委員 そうですか。

会長 確かに差別を受けているというアンケート結果もありましたが、差別については、大変厳しい状況であります。一般的にも、大変ご苦労されている方が多いと思います。他に、ご意見、ご批判はないのでしょうか。いかがでしょうか。

会長	<p>今までいくつかのご意見をいただいておりますが、事務局よりこれまでの意見に対して、補足的にお答えいただけることがありましたらお願い致します。例えば、E委員やF委員がおっしゃっている内容に対して、また、D委員、C委員のご意見に対して、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>D委員、C委員、E委員も含めてのご意見についてですが、地域に戻ってからの施策はあるが、地域に戻ってくるまでの施策についての視点がない、地域で住み続けるための視点がないのではないかというご意見でしたが、これらについては今後どのような形で盛り込んでいけるか検討していきたいと思います。</p> <p>F委員のお話は、括りとして大きいのではないかというご指摘であったと思いますが、方向性としてはこのような形で、今後、大項目、小項目をもう少し詳しく細分化した形で表記することで、おっしゃっている点が解決できるのではないかと考えています。</p>
会長	<p>障害施策のさらなる推進について、能力に依じての文言がありましたが、C委員がおっしゃっていたように自立支援法でも改定されているので、文言を訂正させていただきたいと思います。</p>
会長	<p>何かご意見はありませんか。</p> <p>これから、この計画について具体的に内容を詰めていきますが、具体的に内容を詰める前に、いわゆる計画の方向性、考え方という部分ですね。事務局から、文言訂正とか、主旨の反映についても一部修正もあり得るとおっしゃっていただいておりますが、基本的な方向性、考え方については、事務局の原案を基に進めていくということでご承認いただくということでしょうか。</p> <p>それでは、ご承認いただいたということで、この方向性と考え方のもとで小項目、大項目について、より具体的な内容を検討する枠組みとさせていただきます。</p>
会長	<p>ご意見はありますか。B委員。</p>
B委員	<p>1つあります。資料6に地域生活を支援するサービスと情報サービスの充実の2つが書いてあります。(総括まとめ)の2番めと3番めですね。また、資料8に「継続的、横断的で柔軟なサービスを…」とあります。手話をコミュニケーションとする聴覚障害者は手話通訳の保証で、生活サービスが受けられ、一般並みに社会参加できるようになってきましたが、地域生活サービスは受けられないのが現実です。</p> <p>「継続的、横断的で」とは、手話のできる作業員のいない施設では、いろいろなサービスを受けられない聴覚障害者がたくさんいるが、そういう方に対して、どのように取り組みを考えているかがわからない。どうするのか。「継続的、横断的で」という代わりに、発展とか内容充実とかに表現を変えていかなくて</p>

はならないのかと思います。

いままで通りにいけば、手話通訳がないために仕方なく施設に閉じこもっている私たちと同じような聴覚障害者がたくさんいます。そういう施設に手話のできる人を設置するためにはどうしたらいいのかとか、聴覚障害者を受け入れる施設をどこに作っていくか、どんなサービスをしていくか、どういうことをするのか、という文章に変えてほしいと思います。

会長 これからの考え方として、手話は言語だと法律にも明記されるように聞いておりますし、大切な内容だと思います。事務局では、そのへんの表現については柔軟に対応するというところでよろしいですね。

事務局 先ほども今後のスケジュールでご説明いたしましたように、次回は10月を予定しておりますが、その頃には文章化できると考えておりますが、今いただいたご意見も参考にしていきたいと思います。

会長 事務局の説明をお答えとさせていただきます。先ほど確認させていただきましたが、この計画の方向性、考え方につきましては、この原案をベースに、今までの意見を整理した形で次回に提案させていただくという形になります。その上で、大項目、小項目が具体的になってくることになります。ご承知・ご了解いただきたいと思います。

会長 他に、何かございますか。

A委員 今回のテーマとは直接関係ないのですが、次回が10月ということでお聞きしたいのですが、10月から重度視覚障害者に対する同行援護が始まるということですが、自立支援は国の方になると思いますが、今どの程度、国からおりてきているのか教えていただきたいのですが。枚方市では国が言っている同行援護は、すでにできていると思いますが。また、枚方市では国が行う同行援護はどのようになるのかについても教えてほしいのですが。よろしくをお願いします。

会長 今回のテーマとは少しずれていますが、事務局で分かっている範囲でご説明することがあればお願いします。

事務局 ただいまの同行援護のご質問ですが、国からは、対象の方であるとか、サービスの提供については、身体的な介護があるかないかは2タイプであるとか、などの概要骨格は示されています。提供できるサービスのガイドの資格であるとか、適応する事業所の登録等の案内は、大阪府のホームページで出ています。また、詳細にはまだ細かくは出ていませんが、適応できる資格なども大阪府のホームページに出ています。市として移動支援の対象となる視覚障害のある人は約200名です。同行援護のサービスも含めたサービス、移動支援から同行援護に移行して、何か不利益のないように検討しています。

会長 終了時間が近づきましたので、本日は終了致します。本日、皆様からいただきましたご意見につきましては事務局にて検討いただき、今後の施策案に反映

させていただきたいと思います。大項目、小項目についてのご意見・ご質問があれば、事務局で受け付けますと言っていたいておりますので、いつでも事務局に言っていただければありがたく存じます。

会長 本日は拙い司会でご迷惑をかけましたことをお詫びいたしまして、終了とさせていただきます。事務局から何かありましたら、お願いいたします。

事務局 会長、ありがとうございます。ただいま会長からお話がありましたように、何かございましたら事務局にご連絡いただければと存じます。特に最後の案件についてですが、何かお気づきの点があれば、別途、事務局へお申しつけください。今後の参考とさせていただきたいと思います。こちらの都合で申し訳ございませんが、8月25日を目途にいただければありがたく存じます。次回の協議会の予定は今後のスケジュールでもご説明いたしました。10月後半を目途に開催をお願いしたいと考えております。詳細は日程・案件等が固まりましたら、別途、会長とご相談し皆様にご連絡いたします。ご協力お願いいたします。事務局からは以上です。

会長 それでは、本日は長時間の会議、ありがとうございます。本日はこれで終了します。ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。